

小沢代表 二審も無罪



発行所
山形新聞社

山形市旅籠町2-5-12
電話 代表023(622)5271

Copyright (c) 2012
Yamagata Shimbun

2012年
11月12日
〈月曜日〉

速電
報版子

購読申し込み
(9-17時)

0120-81-8040

やまがた
ニュースオンライン
yamagata-np.jp

携帯・スマホ
yamagata-np.jp
/mobile/



詳しくは山形新聞を
ご覧ください。

強制起訴の陸山会事件で東京高裁判決

違法性の認識否定

資金管理団体「陸山会」の土地購入をめぐる、政治資金規正法違反罪で強制起訴された元民主党代表で「国民の生活が第一」代表の小沢一郎被告(70)の控訴審判決で、東京高裁(小川正持裁判長)は12日、無罪とした一審東京地裁判決を支持、検察官役の指定弁護士を控訴を棄却した。



東京高裁に入る小沢一郎被告
= 12日午前10時8分

検察審査会の議決を受けた起訴での二審判決は初めて。指定弁護士が新たに申請した証拠は全て不採用となり、高裁が一審と同じ証拠で小沢代表の「違法性の認識」をどう判断するかが焦点だった。4月の東京地裁判決は、石川知裕衆院議員(39)ら元秘書が、小沢代表から土地購入のため提供された4億円を収支報告書に記載せず、土地代金の計上を翌年に先送りしたことが「虚偽の記入」に当たると認定。小沢代表もこの方針について

報告を受け、了承していたと認めた。その上で、小沢代表が石川議員から土地購入の具体的な経緯を説明されていなかったため、4億円記載の必要性を認識せず、計上の先送りも適法と考えていた可能性があると、として違法性の認識を否定。共謀はなく無罪だと結論付けた。

指定弁護士は「政治生命に直結する重大な問題で元秘書が詳細を知らせないはずはなく、小沢代表が違法と認識していたことは明らかだ」と一審判決の事実誤認を主張。

弁護側は「証拠に基づかない想像だ」と反論し、「元秘書から違法行為をすると報告されれば、やめさせるだけだ」と控訴棄却を求めていた。